

北九州市が指定する指定通所介護事業所の出張所等（サテライト事業所）の設置について（指針）

北九州市介護保険課

平成27年度介護保険制度改正において、小規模な指定通所介護事業所（利用定員18人以下）が、平成28年度に地域密着型通所介護等へ移行するに際し、その選択肢の一つとして、指定通所介護（大規模型・通常規模型）事業所のサテライト事業所が示されている。そこで、北九州市が指定する指定通所介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）第93条第1項本文にいう「指定通所介護事業所」をいう。）を主たる事業所とする出張所等（指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）にいう「出張所等」をいう。以下「サテライト事業所」という。）の設置の要件については、次のとおり定める。

1 設置の要件

事項	要件
設置できる区域	北九州市が介護保険事業者の指定権限を有する区域であること。
設置主体等	主たる事業所と同一の設置主体であること。
位置及び数	<ul style="list-style-type: none"> 主たる事業所とサテライト事業所の距離は、緊急時等に駆けつけることができる範囲とし、原則として自動車等による移動に要する時間がおおむね20分以内の距離であること。 主たる事業所とサテライト事業所が同一建物にないこと。 主たる事業所に係るサテライト事業所の数は、密接な連携が確保され、サービス提供に支障がない範囲とし、原則として2か所であること。
設備	<ul style="list-style-type: none"> サテライト事業所の食堂及び機能訓練室は、指定基準どおり、その合わせた面積がサテライト事業所の定員×3㎡以上であること。 静養室及び相談室は、原則としてサテライト事業所にも設置すること。 消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設置すること。 事務室は、必ずしも本体事業所と同様の設備が設置されている必要はないが、利用者に対するサービス提供に支障がないよう可能な限りサテライト事業所にも設置すること。
運営	<ul style="list-style-type: none"> 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制（例えば、当該出張所等の従業員が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。 (勤務表について、主たる事業所とサテライト事業所でそれぞれ作成すること。) 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。 サービスの提供は、それぞれの場所で行うこと。
名称	サテライト事業所の名称は、主たる事業所のサテライト事業所であることを明確に表すものであること。

2 人員基準

人員	主たる事業所	サテライト事業所
管理者	1人	1人（利用者に対する処遇等が適切に行われる場合、主たる事業所との兼務可）
生活相談員	1人以上	1人以上（利用者に対する処遇等が適切に行われる場合、主たる事業所との兼務可）（※）
介護職員	それぞれが指定通所介護事業所の人員基準を満たすこと。 （サービス提供時間帯を通じて1人以上。利用者の数が15人までの場合は1人以上、15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除した数に1を加えた数以上。）	
看護職員	1人以上	1人以上 （主たる事業所と密接かつ適切な連携が図られ、利用者に対する処遇等が適切に行われる場合、主たる事業所との兼務可）
機能訓練指導員	1人以上	1人以上（利用者に対する処遇等が適切に行われる場合、主たる事業所との兼務可）

（※）生活相談員は、利用者に対するサービス提供に支障がないよう主たる事業所及びサテライト事業所、それぞれに1日を通して全くいない日が生じないよう配置すること。

3 参考

サテライト事業所を設置した場合の加算・減算の取扱い

事業所単位で算定するもの	主たる事業所とサテライト事業所のそれぞれの事業所で算定するもの
① 定員超過利用減算	① 延長加算
② 人員基準欠如減算	② 入浴介助加算
③ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	③ 個別機能訓練加算（Ⅰ）・（Ⅱ）
④ 中重度者ケア体制加算（※）	④ 若年性認知症利用者受入加算
⑤ 認知症加算（※）	⑤ 栄養改善加算
⑥ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）・（Ⅱ）	⑥ 口腔機能向上加算
⑦ 介護職員処遇改善加算	⑦ 同一建物減算
	⑧ 送迎減算

（※）中重度者ケア体制加算又は認知症加算は、算定要件の一つである専従の看護職員又は認知症介護実践者研修等修了者を、通所介護を行う時間帯を通じてサテライト事業所に1人以上の配置がなければ、サテライト事業所では算定することはできない。

4 施行期日

平成28年4月1日から適用する。